

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和40年条例第20号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項の表イの項中「）に供する部分の床面積と」を「）に供する部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の床面積と」に、「に供する部分の床面積に」を「及び共同住宅の用途に供する部分の床面積に」に改め、同表エの項中「（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分」を「に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分を除く。）」に改め、「非特定用途」の次に「及び共同住宅の用途」を加え、

「



」を「



」に改め、

同表備考1中「に掲げる特定用途に供する部分」及び「非特定用途に供する部分並びに」を削り、同表備考2中「に掲げる特定用途に供する部分の床面積」及び「非特定用途に供する部分の床面積並びに」を削る。

- (2) 第3条第1項の表アの項中「部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加え、同表イの項中「（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分」を「に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分を除く。）」に改め、同表備考1中「に掲げる特定用途

に供する部分」を削り、同表備考2中「に掲げる特定用途に供する部分の床面積」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

駐車場法施行令の改正後においても、共同住宅又はその敷地内に附置しなければならない駐車施設の規模を算出する方法を従前どおりとする等のため、本案を提出する。